

業務及び財産の状況に関する説明書類

第20期 2024年8月1日から2025年7月31日まで

2025年9月30日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 監査法人 アリア

所在地 東京都港区浜松町一丁目30番5号

代表者 統括代表社員 茂木秀俊

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

【目的】

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、財務に関する相談の業務

【沿革】

平成18年5月29日 設立

現在に至る

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務は、金融商品取引法及び会社法に基づく法定監査の他、その他の任意監査や医療法や社会福祉法等の法定監査を行っている。非監査証明業務としては、主に地方自治体向けの行政監査支援業務を行っている。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

2025年7月31日現在

種別	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	38社	38社
② 金商法監査	1社	1社
③ 会社法監査	4社	－社
④ 学校法人監査	－社	－社
⑤ 労働組合監査	1社	－社
⑥ その他の法定監査	7社	－社
⑦ その他の任意監査	2社	－社
計	53社	39社

(4) 非監査証明業務の状況

2025年7月31日現在

種別	大会社等	大会社等以外
財務調査等	－社	2社
行政監査支援業務等	－社	18団体

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

当監査法人は、監査品質の維持・向上を最優先とすることを経営の基本方針としており、最高経営責任者である統括代表社員の考えである『高品質のエリア』『逃げ出さないエリア』『人間力のエリア』、そして『信頼・愛・感謝』の監査を実践すべく、切磋琢磨しております。

また、Aria's Philosophy『強い意志を持って真の企業成長を守る』、すなわち、『信頼の確立』『プロフェッショナリズムの追求』『次世代への飛躍』を原理原則としております。

②経営管理に関する措置

当監査法人の意思決定機関は社員会です。社員会にて選任された統括代表社員が、最高経営責任者として、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っており、当監査法人の業務執行を全般的に統括しております。統括代表社員が指名し、社員会にて選任した品質管理担当責任者が、品質管理のシステムの整備及び運用に責任を負っております。また、品質管理担当責任者は、不正リスクに関する品質管理の責任者も兼務しております。社員会にて選任した適格性を有する審査担当社員が、監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する審査を行っております。業務部は監査を行う各監査チームで、監査責任者と監査補助者で構成されます。

また、意思決定機関である社員会の他、審査を担う審査会、品質管理業務を担当する品質管理委員会を設置しております。

・法人の意思決定機関である社員会は、監査の品質管理規程及び社員会規程に基づき、月に一度の定例開催の他、必要に応じ臨時開催し、当監査法人の意思決定を行っております。

・当監査法人の審査は、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用し、審査担当社員と監査チームで構成される審査会を開催し、監査の品質管理規程及び審査規程に基づき審査を実施しております。

・品質管理担当責任者が統括し、法人の品質管理業務全般を実施・管理する品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会のメンバーは、監査業務を行う業務部（各監査チーム）や審査担当社員・審査会との独立性を確保しております。

③法令遵守に関する措置

持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、関連する法令や基準、諸規則を遵守し事務所運営、監査業務、品質管理業務を行っていくことが必須と考えております。当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査の品質管理規程等の社内規程や監査ツール様式等を整備し運用しております。

品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員は、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しております。

- ・統括代表社員は、専門要員向けに、毎月開催している全体会議兼研修会である「月一会」において、専門要員に対して、監査業務の品質管理を重視することを、トップメッセージとして繰り返し、発信し、周知徹底させております。また、全ての専門要員から、「監査品質重視、職業倫理・コンプラ・情報セキュリティ遵守の浸透度確認書」を、定期的に入手し、浸透度を確認しております。

- ・監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であるため、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する評価項目に反映させております。

- ・当監査法人では、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、社員や専門要員は、担当する監査チームの監査業務や品質管理業務に専念させ、営業や業績に関する業務の割当をせず、責任を負担させません。

- ・品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意するために、品質管理担当責任者が統括する品質管理業務を担う専門部署である品質管理委員会を設置し、各種品質管理業務を実施・管理しております。

④その他

該当事項ありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

品質管理担当責任者が統括し、法人の品質管理業務全般を実施・管理する選任の部門である品質管理委員会を設置しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

法人の品質管理業務全般を実施・管理する品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会のメンバーは、監査業務を行う業務部（各監査チーム）や審査担当社員・審査会との独立性を確保しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年7月31日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に規定される品質目標である以下の事項について合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

(1) 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

(2) 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

また、上記の他、当法人が必要と考える追加の品質目標を設定し、品質管理システムを整

備し運用しております。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

・職業倫理

当監査法人では、職業倫理の規程を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めており、職業倫理に関する研修を行い、その周知徹底を図っております。また、当監査法人構成員等を対象に、遵守すべき事項の遵守を誓約させております。

・独立性

当監査法人では、職業倫理と同様に、監査クライアント等に対する独立性を保持するための方針及び手続を定めており、研修を行い、その周知徹底を図っております。また、当監査法人構成員等を対象に、遵守すべき事項の遵守を誓約させると共に、独立性に関する確認手続を実施するなどして、監査クライアント等に対する独立性を確認しております。

・監査業務の主要な担当社員等のローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当社員等（筆頭業務執行責任者、審査担当者、その他の監査業務の主要な担当社員等）のローテーションの方針及び手続について、大会社等の監査業務については、法令・協会規則の職業倫理に関する規定に従い、ローテーションを実施しております。

また、大会社等以外の監査業務についても、ローテーションを実施しております。やむを得ず監査業務の担当を継続する場合においては、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するセーフガードを適用することを義務づけております。

・その他

大会社等である監査業務及びレビュー業務の依頼人に対する報酬依存度が2年連続して15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとして当監査法人に所属しない者による意見表明前のレビューの実施を検討し、依頼人の監査役等にその事実・セーフガードについて協議した上で、その対応策を適用いたします。また、必要な開示を行ってまいります。更に、報酬依存度が5年連続して30%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、やむを得ない理由がある場合を除き、5年目の監査意見表明後監査人を辞任致します。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人では、監査契約等を新規に締結する場合、及び監査契約を継続する場合の受嘱に関する意思決定にあたっては、一定の評価手続を経て、社員会が受嘱判断を行う体制を採用しております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、統括代表社員が、社員の中から品質管理に関する各責任を担う品質管理担当責任者・モニタリング担当責任者となるべき者を提案し、社員会の承認を経て選任しております。

また、当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる能力及び適性を有する専門要員それぞれの監査業務に選任しております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人では、社員会が承認した予算に基づき、統括代表社員が、業務の品質や実績、事務所への貢献度等の評価を行い、報酬を決定しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

専門要員の教育・訓練については、品質管理が合理的に保たれるよう、研修や日々の業務を通じて専門要員に浸透するように配慮しております。

(ウ) その他

該当事項はありません。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門的な見解の問い合わせに関する方針及び手続に従い、専門的な知識及び経験を有する法人内外の適切な者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得る体制を整備運用しております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査上の判断の相違に関する方針と手続に従い、到達した結論及びその対処について、社員会を最高解決機関とした体制を整備運用しております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人の審査は、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用し、審査担当社員と監査チームで構成される審査会を開催し、監査の品質管理規程及び審査規程に基づき審査を実施しております。すべての監査業務について、監査報告書の発行に際しては適格性が確保された審査担当社員による審査を義務付けており、監査計画時、意見形成時等各段階で適時に、審査担当社員による審査を受審する体制を整えております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書は、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定め、これに従い保管・廃棄しております。監査調書は、監査報告日から適切な期限内に最終的な整理を完了するよう運用しており、最終的な整理が終了した監査調書は品質管理担当責任者が管理するとともに、監査チームが、アクセスできない仕組みとしております。また、調書管理の実効性や業務効率を高めるため、電子監査調書を導入しております。電子監査調書は監査調書の不適切な変更を防止する仕組みとしても有効な措置となっております。

(オ) その他

該当事項はありません。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人では、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び監査事務所内外への適時な情報の伝達に対処致します。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人では、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について適切に監査事務所間の引継を行うことにより、監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を入手・提供するために、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を定め、運用しております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人の意思決定機関である社員会にて選任された統括代表社員が、最高経営責任者として、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っており、当監査法人の業務執行を全般的に統括しております。

当監査法人では、当法人の品質管理システムに関する責任のうち(1)は、統括代表社員が担当し、(2)は品質管理担当責任者、(3)はモニタリング担当責任者が担当し、(2)(3)に関連する業務は、品質管理担当責任者が統括する専門部署である品質管理委員会にて関連する各種業務を実施・管理しております。

(1) 品質管理システムに関する最高責任

(2) 品質管理システムの整備及び運用に関する責任

(3) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任。

当監査法人では、統括代表社員が社員の中から品質管理担当責任者・モニタリング担当責任者となるべき者を提案し、社員会の承認を経て選任しております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、監査の品質管理規程に従い、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし運用しております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、監査の品質管理規程に従い、品質管理システムの整備及び運用状況について、モニタリングに関する方針及び手続を定め、適格性が確保されたモニタリング担当責任者を配置した監視を実施しております。

モニタリングの結果については統括代表社員、社員会への報告義務が課せられており、その報告に基づき是正致します。

④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っている統括代表社員は、当法人の品質管理システムを評価の結果、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していると評価しております。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査証明業務の執行はすべて公認会計士である社員を業務執行社員として行われており、審査の実施も公認会計士である社員によって行われております。特定社員はいないため、特定社員による監査証明業務への関与はありません。

(5) 直近において公認会計士法第 46 条の9 の2 第1 項の規定による協会の調査を受けた
年月 ・ 品質管理レビュー 2025年 6月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員1名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っている統括代表社員が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認致しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した月

該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6名	—	6名

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	合計
社員会	全社員によって構成されており、監査法人エリアの経営全般について意思決定を行います。	6名	—	6名

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都港区浜松町一丁目30番5号	6名	—	6名	5名

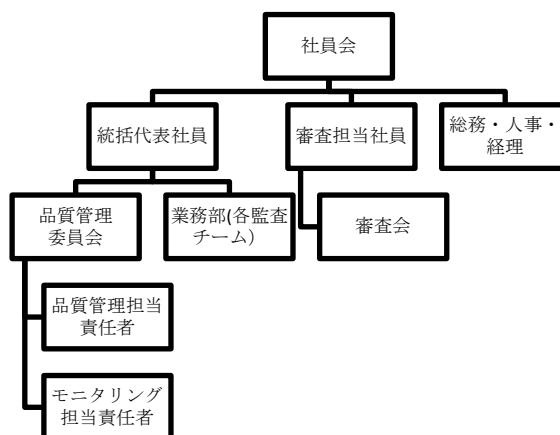
(注) 上記には以下の使用人を含んでいない。

監査補助職員

公認会計士である非常勤職員

四. 監査法人の組織の概要

監査法人エリア 組織図



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第19期 2023年8月1日～2024年7月31日	第20期 2024年8月1日～2025年7月31日
売上高 監査証明業務	852,857	1,107,767
非監査証明業務	15,653	14,763
合計	868,510	1,122,530

(注)千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	株式会社ウェッジホールディングス
金商法・会社法監査	昭和ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	新潟運輸株式会社
金商法・会社法監査	株式会社グリーンエナジー&カンパニー
金商法・会社法監査	株式会社環境フレンドリーホールディングス
金商法・会社法監査	KOZOホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	イメージ情報開発株式会社
金商法・会社法監査	新都ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	ビクセルカンパニース株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ブラコー
金商法・会社法監査	株式会社ジー・スリーホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社エム・エイチ・グループ
金商法・会社法監査	ASAHI EITO ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社倉元製作所
金商法監査	ビート・ホールディングス・リミテッド
金商法・会社法監査	株式会社和心
金商法・会社法監査	コンパム株式会社
金商法・会社法監査	株式会社東京衛機
金商法・会社法監査	株式会社極楽湯ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社fantasista
金商法・会社法監査	株式会社モブキャストホールディングス
金商法・会社法監査	クオantumソリューションズ株式会社
金商法・会社法監査	アックスホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社IBJ
金商法・会社法監査	ウインテスト株式会社
金商法・会社法監査	リネットジャパングループ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ラックランド
金商法・会社法監査	サイバーステップ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社サンテック
金商法・会社法監査	株式会社B i r d m a n
金商法・会社法監査	株式会社ウイルコホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社エスポア
金商法・会社法監査	株式会社クシム
金商法・会社法監査	株式会社enish
金商法・会社法監査	株式会社トーンシンホールディングス
金商法・会社法監査	unbanked株式会社
金商法・会社法監査	株式会社REVOLUTION
金商法・会社法監査	日本製麻株式会社
金商法・会社法監査	株式会社海帆
合計	39 社

以上

監査品質のマネジメントに関する年次報告書 (2025年7月31日現在)

監査法人アリア

2025年11月

<u>目次</u>		<u>ページ</u>
1.	監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	
	(1) 最高経営責任者(統括代表社員)のメッセージ	P 3
	(2) 事務所概要	P 4
2.	経営管理の状況等	
	(1) 組織・ガバナンス基盤	P 5
	(2) 品質管理基盤	P 6~9
	(3) 人的基盤	P 9
	(4) IT基盤	P 10
	(5) 財務基盤	P 10
	(6) 国際対応基盤	P 10
3.	監査法人のガバナンス・コードの適用状況	P 11~15
4.	情報開示体制について	P 16

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 最高経営責任者（統括代表社員）のメッセージ

『高品質のアリア』

監査法人が果たすべき役割は、経済・会計の国際化、社会ニーズの多様化の中で、ますます高まっています。企業の適正な決算開示にとって、監査法人は、資本市場のゲートキーパー（門番）です。

監査の品質が、問われて久しいですが、監査の品質とは、端的に申し上げれば、クライアントがまちがった決算書を開示することのないように監査業務を遂行することです。たとえば、自動車の品質とは、スベック通りの性能が出る、また、丈夫で壊れないこと等であり、そこから顧客満足が生まれるものと思います。監査の品質とは、クライアントが虚偽の決算を開示しないように、正しく導くことが、その本質であります。正しい決算情報を開示することで、市場や利害関係者からの信頼性を確保し、顧客満足を得るサービス業こそが、まさに監査業務と言えます。

監査法人アリアは、日々のコミュニケーションからクライアントの些細な悩みも見逃さず汲み取り、クライアントの真の成長をサポートし、ともに成長し、また、各ステークホルダーへの説明責任を適切に行うために、業界最強、最高の監査品質を目指して、日々切磋琢磨しております。

『逃げ出さないアリア』

監査法人は、時折、法人の医療機関に例えられることがあります。当監査法人は、この例えになぞらえれば、人間ドックから、緊急救命病棟までの医療設備を完備した監査法人です。また、すべての人が医療行為を受けられるべきであることと同様に、すべての法人が等しく、正しく会計監査を受けられるべきと考えます。（監査を独占業務として与えられている我々・公認会計士の使命でもあります。）しかしながら、近年は、会社が何らかの病気やけがを負うと、診るのをやめてしまう監査法人もあります。交通事故にあわれた方や重病患者を投げ出す医療機関は、あってはならないように、経営者と信頼関係が構築できる限りにおいて、アリアは、正しい診断とケアを決して投げ出しません。そのために、当監査法人は、クライアントとの信頼関係構築を最重要視しています。そして、クライアントと共に戦い、ともに成長する監査法人であります。

『人間力のアリア』そして『信頼・愛・感謝』の監査の実践

監査は先生業ではなく、サービス業であると思います。メンバー全員が、謙虚で、礼儀やマナー、人間力を高めるための努力を怠らず、豊かな視野と、最先端の専門性を持ち、クライアントに愛情をもって対応させて頂いております。

『人間力のアリア』そして『信頼・愛・感謝』の監査を実践すべく、切磋琢磨しております。

これからも、感謝の気持ちと愛情をもった真の信頼関係を基本とする監査で、社会貢献をして参る所存です。

監査法人アリア統括代表社員

茂木秀俊

Aria's Philosophy 強い意志を持って真の企業成長を守る

信頼の確立

クライアント及び利害関係者の信頼を得ることを第一に行動する
会計プロフェッショナルとしての誇りを持ち、常に誠実、謙虚、高潔な、高い人間力を持ったエキスパートとなる
常にクライアントの期待を上回る最高水準のサービスを提供する

プロフェッショナリズムの追求

厳格かつ親身な会計監査を行う
プロとして誇れる高い品質管理体制を保持する
正確かつ迅速に業務を遂行する
国際的な視点を持ち世界的な潮流を見据えた価値判断を行う

次世代への飛躍

組織力を強化させ人材を育成する
最高レベルの会計プロフェッショナルを目指すべく、互いに切磋琢磨する
事業規模を拡大し社会貢献力を拡大する

(2) 事務所概要

(2025年7月31日現在)

法人名	監査法人アリア		
設立年月日	平成18年5月29日		
会計年度の末日	7月31日		
直近の会計年度	第20期 2024年8月1日~2025年7月31日		
出資金	8百万円		
所在地	〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目30-5		
代表者氏名	統括代表社員 茂木秀俊、 代表社員 山中康之		
電話番号・FAX番号	TEL 03-5777-0288 FAX 03-5425-3455	URL	http://www.aria-audit.or.jp
人員構成(非常勤職員含む)	総職員数51人 (うち有資格者: 公認会計士24人、計算鑑定人(東京地方裁判所)1人、公認不正検査士2人 等)		
業務内容	<p>(1) 監査・保証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法監査、会社法監査、医療法人監査、社会福祉法人監査等 <p>(2) アドバイザリー業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックセクターに対する支援業務等 		
監査関与先	上場企業数38社、非上場企業数15社		
日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	当監査法人は、2024年9月4日付で登録されております。		

2. 経営管理の状況等

(1) 組織・ガバナンス基盤

組織・ガバナンス基盤に対する基本的な方針

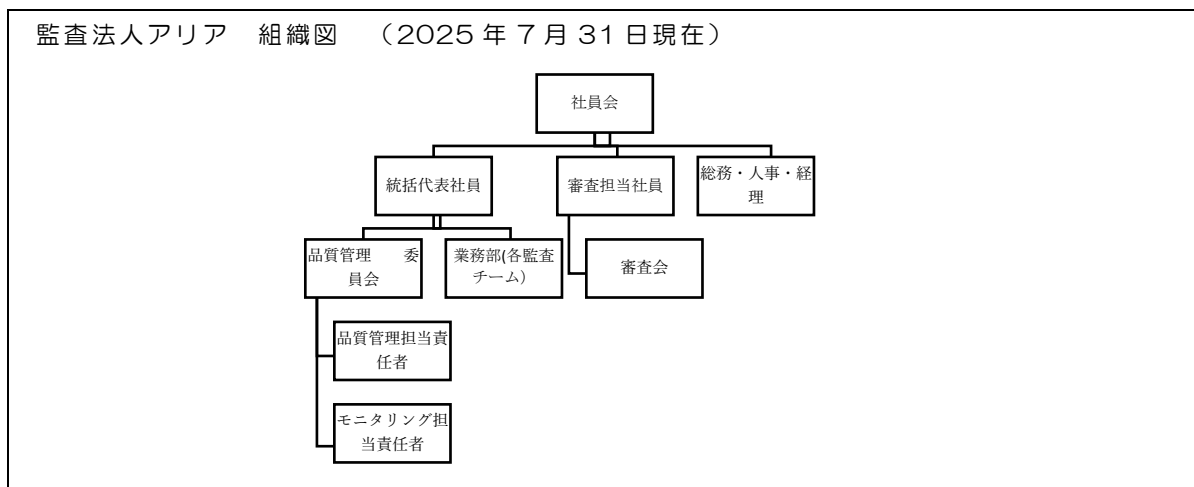
持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、迅速かつ実効的なマネジメントであることが必須と考えております。当監査法人は、現状、浜松町の駅前のオフィスビルのみで法人運営し、総職員数が51人、うち社員（パートナー）数は6名で、全員の顔が見え職員間の自由闊達な議論と相互啓発が可能な組織規模であり、組織体制は簡素かつフラット、組織運営はシンプルを、組織・ガバナンスに対する基本的な方針としております。この結果、現状、法人のガバナンスを担う統括代表社員と法人の意思決定機関である社員会、品質管理業務を担う品質管理委員会、審査機能を担う審査担当社員、各監査チームが、それぞれの立場で、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するために迅速かつ実効的なマネジメント機能を発揮できていると考えております。当監査法人は、2024年7月1日から、「監査法人のガバナンス・コード」に沿った業務実施を行っておりますが、原則3（ガバナンス）に記載される監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機関の設置ができておりませんでした。従来、代替的な対応としまして、外部の顧問弁護士2名から、当監査法人の運営に関する法的な助言を定期的に頂き、当監査法人の運営に積極的に活用してまいりましたが、2025年9月に社内規定を整備し、2025年11月から、当社顧問弁護士に品質管理業務の改善活動などへの助言を定期的に頂く形に改め、独立性を有する第三者の知見を監査業務の品質管理に役立てていくことといたしました。当監査法人は、原則3（ガバナンス）を適用し、より良い組織・ガバナンス体制を構築するため、今後も継続的に組織・ガバナンスの見直しを図ってまいります。

組織図と各機関の役割

当監査法人の意思決定機関は社員会です。社員会にて選任された統括代表社員が、最高経営責任者として、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っており、当監査法人の業務執行を全般的に統括しております。統括代表社員が指名し、社員会にて選任した品質管理担当責任者が、品質管理のシステムの整備及び運用に責任を負っております。また、品質管理担当責任者は、不正リスクに関する品質管理の責任者も兼務しております。社員会にて選任した適格性を有する審査担当社員が、監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する審査を行っております。業務部は監査を行う各監査チームで、監査責任者と監査補助者で構成されます。また、意思決定機関である社員会の他、審査を担う審査会、品質管理業務を担当する品質管理委員会を設置しております。

- ・法人の意思決定機関である社員会は、監査の品質管理規程及び社員会規程に基づき、月に一度の定例開催の他、必要に応じ臨時開催し、当監査法人の意思決定を行っております。
- ・当監査法人の審査は、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用し、審査担当社員と監査チームで構成される審査会を開催し、監査の品質管理規程及び審査規程に基づき審査を実施しております。
- ・品質管理担当責任者が統括し、法人の品質管理業務全般を実施・管理する品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会のメンバーは、監査業務を行う業務部（各監査チーム）や審査担当社員・審査会との独立性を確保しております。

監査法人アリア 組織図 (2025年7月31日現在)



(2) 品質管理基盤

品質管理基盤に対する方針

持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、関連する法令や基準、諸規則を遵守し事務所運営、監査業務、品質管理業務を行っていくことが必須と考えております。当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査の品質管理規程等の社内規程や監査ツール様式等を整備し運用しております。品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員は、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しております。

- ・統括代表社員は、専門要員向けに、毎月開催している全体会議兼研修会である「月一会」において、専門要員に対して、監査業務の品質管理を重視することを、トップメッセージとして繰り返し、発信し、周知徹底させております。また、全ての専門要員から、「監査品質重視、職業倫理・コンプラ・情報セキュリティ遵守の浸透度確認書」を、定期的に入手し、浸透度を確認しております。

- ・監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であるため、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する評価項目に反映させております。

- ・当監査法人では、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、社員や専門要員は、担当する監査チームの監査業務や品質管理業務に専念させ、営業や業績に関する業務の割当をせず、責任を負担させません。

- ・品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意するために、品質管理担当責任者が統括する品質管理業務を担う専門部署である品質管理委員会を設置し、各種品質管理業務を実施・管理しております。

現在の品質管理委員会のメンバーは4人で、品質管理担当社員2名(品質管理担当責任者、モニタリング担当社員)、その他専門要員2名で構成されております。

当監査法人は、品質管理基盤を充実させるため、今後も継続的に品質管理基盤の見直しを図ってまいります。

品質管理体制の概要等

当監査法人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を、法令・諸規則・「監査の品質管理規程」等社内規程に基づき、以下のように整備・運用しております。

1. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、監査品質の維持・向上を最優先とすることを経営の基本方針としており、最高経営責任者である統括代表社員の考えである『高品質のアリア』『逃げ出さないアリア』『人間力のアリア』、そして『信頼・愛・感謝』の監査を実践すべく、切磋琢磨しております。

また、Aria's Philosophy『強い意志を持って真の企業成長を守る』、すなわち、『信頼の確立』『プロフェッショナルリズムの追求』『次世代への飛躍』を原理原則としております。

② 経営管理に関する措置

当監査法人の意思決定機関は社員会です。社員会にて選任された統括代表社員が、最高経営責任者として、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っており、当監査法人の業務執行を全般的に統括しております。統括代表社員が指名し、社員会にて選任した品質管理担当責任者が、品質管理のシステムの整備及び運用に責任を負っております。また、品質管理担当責任者は、不正リスクに関する品質管理の責任者も兼務しております。社員会にて選任した適格性を有する審査担当社員が、監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する審査を行っております。業務部は監査を行う各監査チームで、監査責任者と監査補助者で構成されます。

また、意思決定機関である社員会の他、審査を担う審査会、品質管理業務を担当する品質管理委員会を設置しております。

- ・法人の意思決定機関である社員会は、監査の品質管理規程及び社員会規程に基づき、月に一度の定例開催の他、必要に応じ臨時開催し、当監査法人の意思決定を行っております。

- ・当監査法人の審査は、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用し、審査担当社員と監査チームで構成される審査会を開催し、監査の品質管理規程及び審査規程に基づき審査を実施しております。

- ・品質管理担当責任者が統括し、法人の品質管理業務全般を実施・管理する品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会のメンバーは、監査業務を行う業務部(各監査チーム)や審査担当社員・審査会との独立性を確保しております。

③ 法令遵守に関する措置

持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、関連する法令や基準、諸規則を遵守し事務所運営、監査業務、品質管理業務を行っていくことが必須と考えております。当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査の品質管理規程等の社内規程や監査ツール様式等を整備し運用しております。

品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員は、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しております。

- ・統括代表社員は、専門要員向けに、毎月開催している全体会議兼研修会である「月一会」において、専門要員に対して、監

査業務の品質管理を重視することを、トップメッセージとして繰り返し、発信し、周知徹底させております。また、全ての専門要員から、「監査品質重視、職業倫理・コンプラ・情報セキュリティ遵守の浸透度確認書」を、定期的に入手し、浸透度を確認しております。

・監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であるため、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する評価項目に反映させております。

・当監査法人では、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、社員や専門要員は、担当する監査チームの監査業務や品質管理業務に専念させ、営業や業績に関する業務の割当をせず、責任を負担させません。

・品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意するために、品質管理担当責任者が統括する品質管理業務を担う専門部署である品質管理委員会を設置し、各種品質管理業務を実施・管理しております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専任者」という。)の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専任者の選任の状況

品質管理担当責任者が統括し、法人の品質管理業務全般を実施・管理する選任の部門である品質管理委員会を設置しております。

② 専任の部門又は専任者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況
法人の品質管理業務全般を実施・管理する品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会のメンバーは、監査業務を行う業務部(各監査チーム)や審査担当社員・審査会との独立性を確保しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日(会計年度中の一定の日)2025年7月31日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に規定される品質目標である以下の事項について合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

(1) 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

(2) 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

また、上記の他、当法人が必要と考える追加の品質目標を設定し、品質管理システムを整備し運用しております。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

・職業倫理

当監査法人では、職業倫理の規程を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めており、職業倫理に関する研修を行い、その周知徹底を図っております。また、当監査法人構成員等を対象に、遵守すべき事項の遵守を誓約させております。

・独立性

当監査法人では、職業倫理と同様に、監査クライアント等に対する独立性を保持するための方針及び手続を定めており、研修を行い、その周知徹底を図っております。また、当監査法人構成員等を対象に、遵守すべき事項の遵守を誓約させると共に、独立性に関する確認手続を実施するなどして、監査クライアント等に対する独立性を確認しております。

・監査業務の主要な担当社員等のローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当社員等(筆頭業務執行責任者、審査担当者、その他の監査業務の主要な担当社員等)のローテーションの方針及び手続について、大会社等の監査業務については、法令・協会規則の職業倫理に関する規定に従い、ローテーションを実施しております。

また、大会社等以外の監査業務についても、ローテーションを実施しております。やむを得ず監査業務の担当を継続する場合においては、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するセーフガードを適用することを義務づけております。

・その他

大会社等である監査業務及びレビュー業務の依頼人に対する報酬依存度が2年連続して15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとして当監査法人に所属しない者による意見表明前のレビューの実施を検討し、依頼人の監査役等にその事実・セーフガードについて協議した上で、その対応策を適用いたします。また、必要な開示を行ってまいります。更に、報酬依存度が5年連続して30%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、やむを得ない理由がある場合を除き、5年目の監査意見表明後監査人を辞任致します。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人では、監査契約等を新規に締結する場合、及び監査契約を継続する場合の受嘱に関する意思決定にあたっては、一定の評価手続を経て、委員会が受嘱判断を行う体制を採用しております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、統括代表社員が、社員の中から品質管理に関する各責任を担う品質管理担当責任者・モニタリング担当責任者となるべき者を提案し、委員会の承認を経て選任しております。

また、当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる能力及び適性を有する専門要員それぞれの監査業務に選任しております。

工. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

- (ア) 社員の報酬の決定に関する事項
当監査法人では、社員会が承認した予算に基づき、統括代表社員が、業務の品質や実績、事務所への貢献度等の評価を行い、報酬を決定しております。
- (イ) 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項
専門要員の教育・訓練については、品質管理が合理的に保たれるよう、研修や日々の業務を通じて専門要員に浸透するように配慮しております。

オ.業務の実施及びその審査

- (ア) 専門的な見解の問合せ
当監査法人は、専門的な見解の問合わせに関する方針及び手続に従い、専門的な知識及び経験を有する法人内外の適切な者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得る体制を整備運用しております。
- (イ) 監査上の判断の相違の解決
当監査法人は、監査上の判断の相違に関する方針と手続に従い、到達した結論及びその対応について、社員会を最高解決機関とした体制を整備運用しております。
- (ウ) 監査証明業務に係る審査
当監査法人の審査は、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用し、審査担当社員と監査チームで構成される審査会を開催し、監査の品質管理規程及び審査規程に基づき審査を実施しております。すべての監査業務について、監査報告書の発行に際しては適格性が確保された審査担当社員による審査を義務付けており、監査計画時、意見形成時等各段階で適時に、審査担当社員による審査を受審する体制を整えております。
- (エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況
監査調書は、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定め、これに従い保管・廃棄しております。監査調書は、監査報告日から適切な期限内に最終的な整理を完了するよう運用しており、最終的な整理が終了した監査調書は品質管理担当責任者が管理するとともに、監査チームが、アクセスできない仕組みとしております。また、調書管理の実効性や業務効率を高めるため、電子監査調書を導入しております。電子監査調書は監査調書の不適切な変更を防止する仕組みとしても有効な措置となっております。

カ.業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人では、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び監査事務所内外への適時な情報の伝達に対処致します。

キ.前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人では、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について適切に監査事務所間の引継を行うことにより、監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を入手・提供するために、監査人の交代に関する監査業務の引継ぎについての方針及び手続を定め、運用しております。

ク.アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

- 当監査法人の意思決定機関である社員会にて選任された統括代表社員が、最高経営責任者として、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っており、当監査法人の業務執行を全般的に統括しております。
 - 当監査法人では、当法人の品質管理システムに関する責任のうち(1)は、統括代表社員が担当し、(2)は品質管理担当責任者、(3)はモニタリング担当責任者が担当し、(2)(3)に関連する業務は、品質管理担当責任者が統括する専門部署である品質管理委員会にて関連する各種業務を実施・管理しております。
 - (1) 品質管理システムに関する最高責任
 - (2) 品質管理システムの整備及び運用に関する責任
 - (3) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任。
- 当監査法人では、統括代表社員が社員の中から品質管理担当責任者・モニタリング担当責任者となるべき者を提案し、社員会の承認を経て選任しております。

ケ.アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、監査の品質管理規程に従い、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし運用しております。

コ.ア〜クまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、監査の品質管理規程に従い、品質管理システムの整備及び運用状況について、モニタリングに関する方針及び手続を定め、適格性が確保されたモニタリング担当責任者を配置した監視を実施しております。

モニタリングの結果については統括代表社員、社員会への報告義務が課せられており、その報告に基づき是正致します。

- ④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由
当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っている統括代表社員は、当法人の品質管理システムを評価の結果、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していると評価しております。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
 監査証明業務の執行はすべて公認会計士である社員を業務執行社員として行われており、審査の実施も公認会計士である社員によって行われております。特定社員はいないため、特定社員による監査証明業務への関与はありません。
- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員1名による当該措置が適正であることの確認
 当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っている統括代表社員が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認致しました。
2. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項
 該当事項はありません。
3. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
 該当事項はありません。

(3) 人的基盤

人的基盤の考え方・方針等

持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、年齢や性別、国籍を問わず、適格な人材の確保が必須と考えております。当監査法人では、Aria's Philosophy（『強い意志を持って真の企業成長を守る』というアリアの原理原則）に合致した人間力のある人材の確保と育成に努めております。人員採用に関しましては、常勤採用を優先しておりますが、応募者の専門性や能力・働き方のニーズ等も考慮し、非常勤採用も行っております。また、社員・常勤職員の監査業務の兼業は禁止しており、非監査業務については、社員会での承認を前提に、競業を解除しております。当監査法人は、今後も継続的に人的基盤の拡充を図ってまいります。

人的基盤に関する情報

	(2024年7月31日現在)	(2025年7月31日現在)
総職員数	48人	51人
監査実務経験20年以上の人員割合	20%	22%
専門要員に占める常勤職員割合	65%	65%
品質管理業務に専従人員割合	10%	8%
専門要員の占める女性割合	27%	24%
専門要員の占める外国人割合	13%	8%
専門要員の最低年齢/最高年齢	24歳/64歳	25歳/65歳

(4) IT基盤

IT基盤の考え方・方針等

持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、IT基盤の整備と実効的な活用が、必須と考えております。そのため、IT基盤の整備と活用を進めております。組織内外のコミュニケーションの円滑化を図るため、グループウェアを活用しております。また、調書管理の実効性や業務効率を高めるために2024年1月から、電子監査調書を導入しております。電子監査調書は、監査調書の不適切な変更を防止する仕組みとして有効な措置となっております。今後も、持続可能な高品質の監査を維持・向上していくためにIT基盤の整備と活用を進めてまいります。

(5) 財務基盤

財務基盤に対する考え方・方針

持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、健全な財務基盤の構築は必須と考えております。また、特定の監査クライアントからの報酬に依存しないような財務基盤とすることが、監査での公正不偏の態度を維持する上で必要な状況であると考えております。今後も、持続可能な高品質の監査を維持・向上していくために財務基盤の維持に努めてまいります。

財務基盤に関する情報

	第18期 2022年8月1日～ 2023年7月31日	第19期 2023年8月1日～ 2025年7月31日	第20期 2024年8月1日～ 2025年7月31日
業務収入(売上高)(百万円) (うち監査証明業務収入)	809 (798)	868 (852)	1,122 (1,107)
報酬依存度15%超の関与先数	一社	一社	一社
有利子負債/総資産(%)	—%	—%	—%
自己資本比率(%)	85%	83%	85%

(6) 国際対応基盤

国際対応基盤の考え方・方針等

持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、クライアントのグローバル化へのニーズに対応していくことが必須であると考えております。当監査法人では、バイリンガル専門要員による英語や中国語等での監査対応も可能な人員体制にしております。日本にIFRS(国際会計基準)の波が押し寄せる前より、クライアントの海外市場上場(イギリス)準備監査でIFRS財務諸表監査の対応を行い、大手専門学校で、上場企業の会計担当者を対象としたIFRS講座の企画、担当を行った実績があります。現在も、日本法人の海外子会社監査、外国法人監査を手がけており、クライアントの海外事業拠点に対する監査対応は、主に海外の現地監査人とのコミュニケーションや当監査法人からの指示・監督を通じたグループ監査上の監査対応を図っており、複数の海外会計事務所と協力関係を構築しております。しかし、当監査法人では、現在、海外の監査法人等とのグローバルネットワークへの加盟はしておりません。今後も、より適切な監査対応を図るため、グローバルネットワークへの加盟も検討してまいります。

3. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人の《監査法人のガバナンス・コード》の適用状況の現状、今後の方針についてご説明いたします。

原則1 監査法人が果たすべき役割

<p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	
原則1 指針	対応状況
1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	統括代表社員は、本報告書「1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要(1) 最高経営責任者(統括代表社員)のメッセージ」に記載された監査品質を重視する姿勢や行動原理・法人の構成員が共通に保持すべき価値観・それを実践するための考え方や行動の指針などについて、専門要員向けに毎月開催している全体会議兼研修会である「月一会」において、専門要員に対して、発信し、周知徹底させております。
1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	同上
1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であるため、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する評価項目に反映させております。また、当監査法人では、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、社員や専門要員は、担当する監査チームの監査業務や品質管理業務に専念させ、営業や業績に関する業務の割当をせず、責任を負担させません。
1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人は、現状、浜松町の駅前のオフィスビルのみで法人運営し、総職員数が51人、うち社員(パートナー)数は6名で、全員の顔が見え職員間の自由闊達な議論と相互啓発が可能な組織規模です。そのため、会計監査を巡る課題や知見、経験を、毎月実施する研修会などで共有し、職位に関わらず議論できる開放的な組織運営になっております。
1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人では、監査の独立性を担保するため監査クライアントに対する非監査業務の提供は原則として行っておりません。当法人が行う非監査業務は、主に非監査クライアントである地方公共団体等への監査指導などの行政支援サービスで、パブリック専門の担当が業務を行っております。また、社員・常勤職員の監査業務の兼業は禁止しており、非監査業務については、社員会での承認を前提に、競業を解除しております。
1-6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当監査法人では、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営も行っておりません。

原則2 組織体制（マネジメント）

監査法人は会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的な経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

原則2 指針	対応状況
<p>2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、迅速かつ実効的なマネジメントであることが必須と考えております。当監査法人は、現状、浜松町の駅前のオフィスビルのみで法人運営し、総職員数が51人、うち社員(パートナー)数は6名で、全員の顔が見え職員間の自由闊達な議論と相互啓発が可能な組織規模であり、組織体制は簡素かつフラット、組織運営はシンプルを、組織・ガバナンスに対する基本的な方針としております。この結果、現状、法人のガバナンスを担う統括代表社員と法人の意思決定機関である社員会、品質管理業務を担う品質管理委員会、審査機能を担う審査担当社員、各監査チームが、それぞれの立場で、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するために迅速かつ実効的なマネジメント機能を発揮できていると考えております。本報告書「2. 経営管理の状況等」もご参照お願い申し上げます。</p>
<p>2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	<p>持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、関連する法令や基準、諸規則を遵守し事務所運営、監査業務、品質管理業務を行っていくことが必須と考えております。当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、監査の品質管理規程等の社内規程や監査ツール様式等を整備し運用しております。品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員は、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 統括代表社員は、専門要員向けに、毎月開催している全体会議兼研修会である「月一会」において、専門要員に対して、監査業務の品質管理を重視することを、トップメッセージとして繰り返し、発信し、周知徹底させております。また、全ての専門要員から、「監査品質重視、職業倫理・コンプラ・情報セキュリティ遵守の浸透度確認書」を、定期的に入手し、浸透度を確認しております。 監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であるため、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する評価項目に反映させております。 当監査法人では、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、社員や専門要員は、担当する監査チームの監査業務や品質管理業務に専念させ、営業や業績に関する業務の割当をせず、責任を負担させません。 品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意するために、品質管理担当責任者が統括する品質管理業務を担う専門部署である品質管理委員会を設置し、各種品質管理業務を実施・管理しております。 <p>現在の品質管理委員会のメンバーは4人で、品質管理担当社員2名(品質管理担当責任者、モニタリング担当社員)、その他専門要員2名で構成されております。</p> <p>当監査法人は、品質管理基盤を充実させるため、今後も継続的に品質管理基盤の見直しを図ってまいります。</p> <p>また、持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、IT基盤の整備と実効的な活用が、必須と考えており、IT基盤の整備と活用を進めております。</p> <p>組織内外のコミュニケーションの円滑化を図るため、グループウェアを活用しております。また、調書管理の実効性や業務効率を高めるために2024年1月から、電子監査調書を導入しております。電子監査調書は、監査調書の不適切な変更を防止する仕組みとして有効な措置となっております。</p> <p>今後も、持続可能な高品質の監査を維持・向上していくためにIT基盤の整備と活用を進めてまいります。</p>
<p>2-3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>現状、法人のガバナンスを担う統括代表社員と法人の意思決定機関である社員会、品質管理業務を担う品質管理委員会、審査機能を担う審査担当社員、各監査チームが、それぞれの立場で、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するために迅速かつ実効的なマネジメント機能を発揮できていると考えております。</p>

原則3 組織体制（ガバナンス）

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

原則3 指針	対応状況
<p>3-1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、迅速かつ実効的なマネジメントであることが必須と考えております。当監査法人は、現状、浜松町の駅前のオフィスビルのみで法人運営し、総職員数が51人、うち社員（パートナー）数は6名で、全員の顔が見え職員間の自由闊達な議論と相互啓発が可能な組織規模であり、組織体制は簡素かつフラット、組織運営はシンプルを、組織・ガバナンスに対する基本的な方針としております。この結果、現状、法人のガバナンスを担う統括代表社員と法人の意思決定機関である社員会、品質管理業務を担う品質管理委員会、審査機能を担う審査担当社員、各監査チームが、それぞれの立場で、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するために迅速かつ実効的なマネジメント機能を発揮できていると考えております。当監査法人は、2024年7月1日から、「監査法人のガバナンス・コード」に沿った業務実施を行っておりますが、原則3（ガバナンス）に記載される監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する機関の設置ができておりませんでした。従来、代替的な対応としまして、外部の顧問弁護士2名から、当監査法人の運営に関する法的な助言を定期的に頂き、当監査法人の運営に積極的に活用してまいりましたが、2025年9月に社内規定を整備し、2025年11月から、当社顧問弁護士に品質管理業務の改善活動などへの助言を定期的に頂く形に改め、独立性を有する第三者の知見を監査業務の品質管理に役立てていくことといたしました。当監査法人は、原則3（ガバナンス）を適用し、より良い組織・ガバナンス体制を構築するため、今後も継続的に組織・ガバナンスの見直しを図ってまいります。本報告書「2. 経営管理の状況等」もご参照お願い申し上げます。</p>
<p>3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>同上</p>
<p>3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>同上</p>
<p>3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>同上</p>

原則4 業務運営

<p>監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	
原則4 指針	対応状況
<p>4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員は、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括代表社員は、専門要員向けに、毎月開催している全体会議兼研修会である「月一会」において、専門要員に対して、監査業務の品質管理を重視することを、トップメッセージとして繰り返し、発信し、周知徹底させております。また、全ての専門要員から、「監査品質重視、職業倫理・コンプラ・情報セキュリティ遵守の浸透度確認書」を、定期的に入手し、浸透度を確認しております。また、会計監査を巡る課題や知見、経験を、毎月実施する研修会などで共有し、職位に関わらず議論できる開放的な組織運営になっており、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っております。
<p>4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員は、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、以下の事項を実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査業務の品質が優先するということが当監査法人の方針であるため、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する評価項目に反映させております。 ・当監査法人では、営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないように、社員や専門要員は、担当する監査チームの監査業務や品質管理業務に専念させ、営業や業績に関する業務の割当をせず、責任を負担させません。
<p>4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>持続可能で、高品質の監査を維持・向上していくためには、年齢や性別、国籍を問わず、適格な人材の確保が必須と考えております。当監査法人では、Aria's Philosophy (『強い意志を持って真の企業成長を守る』というアリアの原理原則) に合致した人間力のある人材の確保と育成に努めております。当法人では、専門要員の教育・訓練については、品質管理が合理的に保たれるよう、研修や日々の業務を通じて専門要員に浸透するように配慮しており、業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。また、非監査クライアントである地方自治体向けの監査支援等の行政支援サービスを実施しており、専門要員がこれらのサービスへの関与を希望する場合、業務への関与の門戸も開いており、会計監査以外の幅広い知見や経験を獲得する機会を設けております。</p>
<p>4-4. 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>当監査法人では、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で、MTGを開催し、監査結果報告や意見交換を行うなど、積極的に、コミュニケーションを図っております。</p>
<p>4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p>	<p>当監査法人は、監査業務の品質向上とコンプライアンスの徹底を目的として、法人内外からの情報窓口として「情報提供ホットライン」を当法人のホームページに設置しており、当監査法人の監査業務などに関連した、不正・粉飾、インサイダー取引等の法令違反行為、職業倫理に反する行為、それらの疑義のある行為などに関する情報の収集把握に努めております。この情報ホットラインを通じて入手した通報案件や情報については、適時に、社員会へ報告し、対応を図ることにしております。また、毎月、品質管理委員会で、整理して、「情報ホットライン報告書」を作成し、社員会にて報告しております。</p>

原則5 透明性の確保

原則5 指針	対応状況
<p>監査法人は本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	
<p>5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p> <p>5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>2025年7月31日を基準日として業務の品質の管理の状況等について評価を行い、2025年11月に「監査品質のマネジメントに関する年次報告書(公表版)」を公表致しました。本報告書「2.経営管理の状況等(2)品質管理基盤」の説明をご参照下さい。</p> <p>本報告書にて説明しております。各項目の説明については以下をご参照下さい。</p> <p>本報告書「1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要(1)最高経営責任者(統括代表社員)のメッセージ」本報告書「2. 経営管理の状況等(2)品質管理基盤 品質管理基盤に対する方針」の説明をご参照下さい。</p> <p>本報告書「1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要(1)最高経営責任者(統括代表社員)のメッセージ」の説明をご参照下さい。AQIは、各項目にも記載しております。</p> <p>本報告書「2.経営管理の状況等(2)品質管理基盤」の説明をご参照下さい。</p> <p>本報告書「2.経営管理の状況等(1)組織・ガバナンス基盤」の説明をご参照下さい。</p> <p>原則3の説明をご参照下さい。</p> <p>原則4-3の説明をご参照下さい。</p> <p>本報告書「2.経営管理の状況等(4)IT基盤」の説明をご参照下さい。</p> <p>本報告書「2.経営管理の状況等(3)人的基盤」の説明をご参照下さい。</p> <p>本報告書「2.経営管理の状況等(5)財務基盤」の説明をご参照下さい。</p> <p>原則3の説明をご参照下さい。</p>
<p>5-3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当監査法人では、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営も行っておらず、該当事項はございません。</p>
<p>5-4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>2025年7月31日を基準日として業務の品質の管理の状況等について評価を行い、2025年11月に「監査品質のマネジメントに関する年次報告書(公表版)」を公表致しました。これらの報告書を利用して、当監査法人の会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との意見交換に努めてまいります。また、第三者の知見を活用してまいります。</p>
<p>5-5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>2025年7月31日を基準日として業務の品質の管理の状況等について評価を行いました。本報告書「2.経営管理の状況等(2)品質管理基盤—品質管理体制の概要等」の説明をご参照下さい。</p>
<p>5-6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>2025年11月に「監査品質のマネジメントに関する年次報告書(公表版)」を公表致しました。公表物に対する内外のご意見等の貴重な情報につきましては、当法人の運営に役立ててまいります。</p>

4. 情報開示体制について

当監査法人では、品質管理委員会が、公認会計士法施行規則第95条及び第96条に関する公表物など外部公表物の作成を行い、社員会の承認を受けて、外部へ公表を行う体制としております。

以 上